

捜査における疑わしい取引に関する情報の取扱いについて

平成 31 年 4 月 2 日 警察庁丁組企発第 11 号 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策
企画課長から警視庁組織犯罪対策部長、各道府県警察本部長あて

(概要)

疑わしい取引に関する情報は、プライバシーや企業活動に関する非常に機微な情報を含んでおり、その適切な取扱いを徹底する必要があることから、各種警察活動における疑わしい取引に関する情報の取扱いに関する留意事項を示したものである。